

企画競争実施の公示

令和 7 年 8 月 2 5 日

さいたま新都心合同庁舎 2 号館管理庁
関東地方整備局長 橋本 雅道

さいたま市中央区新都心 2 番地 1 に所在する「さいたま新都心合同庁舎 2 号館」における福利厚生施設の営業を希望する者の募集を、次の通り公示します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 募集施設

（1）次の施設の営業を希望する者。

職員食堂（1 階）・・・1 者

（2）施設使用は有償。

2. 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から 5 年間とし、一度に限り 5 年以内で更新することができる。

3. 企画競争参加資格要件等

（1）参加資格要件

①予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

②令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 3 1 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格の公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。

④企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就

業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）

⑤企画提案書提出期限の日において、食品衛生法(昭和22年2月24日法律第233号)第60条の規定による処分を受け、当該処分が継続中の者でないこと。

⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑫暴力団又は暴力団員及び⑦から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

⑬企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

⑭下記5（3）現地説明会に参加した者であること。

（2）参加にあたっての誓約書の提出

企画提案書の提出の際は、前項（⑦～⑪）の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出しなければならない。

4. 企画提案書の評価項目及び基準

(1) 業務の受注実績等

(2) 実施体制

(3) 販売品目等の提案内容

※ 詳細は企画競争実施にかかる説明書（以下、「説明書」。）のとおり。

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館 17階

関東地方整備局 総務部 契約課 管財第一係

電子メール：ktr-kanzai@gxb.mlit.go.jp

TEL 048（601）3151（内線2541・2542）

(2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期間：令和7年8月25日（月）から令和7年9月11日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

2) 場所：5.（1）担当部局に同じ。

3) 方法：交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（1）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（1）に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

(3) 現地説明会

1) 日時：令和7年9月12日（金） 15時00分

2) 場所：〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館 1階 職員食堂

なお、説明書の交付を受けていない者の現地説明会への参加は認めない。

また、現地説明会に出席しない者の企画提案書は受理しない。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：令和7年9月30日（火）16時00分

2) 提出場所：5.（1）担当部局に同じ。

3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。なお、郵便による場合は、上記期限内に提出場所に到達すること。）若しくは電子メールによる。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

無。

6. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業業者に決定されたときには、関東地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可の申請をして許可を得るとともに、国有財産使用料（国有財産にかかる規定に基づき算定した額）を支払うものとする。

使用許可期間は、令和8年4月1日（水）から5年間とし、一度に限り5年以内で更新することができる。また、国有財産使用料は、国有財産にかかる規定に基づき、毎年度改定を行う。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は企画提案者側の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書が無効とする。
企画提案書の添付書類が未添付の場合も同様とする。
- (4) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。また、提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。
- (5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、国有財産法に基づく使用許可手続の完了までは、国との権利関係を生じるものではない。
- (6) 特定した企画提案書（添付書類等を含む。以下同じ。）は返却しない。
- (7) 特定しなかった企画提案書は原則として返却する。
- (8) その他の詳細は説明書による。